

第3節 当局間協議

金融庁は、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行っている。

I 米国

金融庁と全米保険監督官協会（NAIC）は、2014年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

II 欧州

金融庁は、1985年以来、欧州委員会（EC）金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と1～2年に1回程度の頻度で定期協議を開催している（2018年以前：日EUハイレベル金融協議、2019年（日EU・EPA発効）以降：日EU合同金融規制フォーラム）。

このほか、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）との監督協力に係る交換書簡（2021年2月）に基づき、欧州保険企業年金監督機構との間で定期的に会合を実施している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2023年10月23日、24日	ブリュッセル	国際総括官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2022年3月10、11日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2020年11月20日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2019年10月11日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

III 英国

金融庁は、1989年以来、英国当局と定期協議を開催している。日英包括的経済連携協定（CEPA、2021年1月発効）に基づき、2022年6月、英国財務省等と第1回「日英合同金融規制フォーラム」を開催し、共同声明を公表した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2023年11月27日	東京	金融国際審議官	英国財務省国際金融局長
2022年6月9日	ロンドン	金融国際審議官	英国財務省金融サービス局長

IV スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で2、3年に1回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988年に、スイスでの銀

行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022年11月25日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融庁副長官
2019年12月10日	ベルン	参事官（国際担当）	スイス財務省国際金融局課長

V 韓国

2023年12月、第7回日韓金融協議を開催。2016年6月に東京で開催された第6回会合以来、約7年ぶりの再開となった。両国の金融当局間で、金融行政上の重要課題等について意見交換を行うとともに、金融監督分野の協力に関する覚書（MoC）の改定文書に署名を実施した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2023年12月19-20日	ソウル	長官	金融委員会委員長 金融監督院長

VI ベトナム

2021年より、日越財務金融当局間の協力関係強化のため、日越審議官級財務対話等の中で実施しており、2023年12月には、オンラインにて財務・金融行政上の重要課題・二国間協力に関して意見交換を行った。